

岩手県監査委員告示第21号

監査結果の公表（令和元年岩手県監査委員告示第13号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年5月12日

岩手県監査委員 軽 石 義 則
岩手県監査委員 神 崎 浩 之
岩手県監査委員 寺 沢 剛
岩手県監査委員 沼 田 由 子

1（1） 監査対象機関名 盛岡広域振興局保健福祉環境部

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和元年6月25日及び同月26日

イ 本監査実施日 令和元年8月6日

（3） 監査結果の公表の日 令和元年10月4日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、33,900円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	赴任旅費の不足分33,900円は令和元年7月31日に支給を完了した。 今後は、赴任旅費の確認事項チェックリストを作成し、確実に確認することにより適正に赴任旅費を支給する。

2（1） 監査対象機関名 盛岡広域振興局土木部

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和元年6月25日及び同月26日

イ 本監査実施日 令和元年8月6日

（3） 監査結果の公表の日 令和元年10月4日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
源泉徴収が必要であった委託料について、源泉所得税及び復興特別所得税を徴収しないまま支払ったことから、延滞税及び不納付加算税の債務を発生させているものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	契約の相手方が個人事業者となった場合には源泉所得税が徴収されているか経営企画部と情報共有を行うとともに、債務負担に係る支出負担行為何を作成する場合は、委託料と源泉徴収額と分けて起票することとした。